

令和6年(ネ)第453号 国家賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人 国外1名

被控訴人兼控訴人 大川原化工機株式会社 外5名

第2準備書面

(控訴人國の控訴答弁書に対する反論)

令和6年7月16日

東京高等裁判所第14民事部 御中

被控訴人兼控訴人ら訴訟代理人弁護士

高田



同 鄭一志



同 河村尚



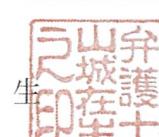
同 我妻崇明



同 以元洋輔



同 山城在生



同 坂井萌



同 丸山浩祐



本書では、被控訴人らの控訴に関する、控訴人國の令和6年5月29日付け「答弁書」(以下単に「答弁書」という。)に対する被控訴人らの反論を行う。

控訴人國の答弁書は、①本件要件ハの解釈に関する主張(答弁書4頁ないし21頁)、②本件各噴霧乾燥器の本件要件ハの該当性に関する主張(同21頁ないし29頁)、及び、③損害論に関する主張(同29頁ないし34頁)からなる。本書では、目次の後、上記①ないし③につき、それぞれ第1から第3で反論する。なお、主に本来の本件要件ハの解釈等既出の論点も多いため、反論に際しては適宜従前の書面を引用する。

原判決及び被控訴人らの控訴理由書において定義された語句は、ことわりがない限り本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

目 次

第1 本件要件ハの解釈に関する控訴人国の主張に対する反論（答弁書4頁ないし21頁）	4
1 控訴人国の本件公訴提起に関する主張に対する反論（同5頁ないし18頁） ..4	
(1) 本件要件ハの経産省の解釈に関する主張に対する反論（同5頁ないし8頁）	4
(2) 本件要件ハの████検事の解釈に関する主張に対する反論（同8頁ないし10頁）	9
(3) 被控訴人らの控訴審における主張への反論に対する反論（同10頁ないし17頁）	19
(4) 警視庁公安部が経産省の見解をねじ曲げさせたことに関する反論に対する反論（同17頁ないし18頁）	22
2 控訴人国の本件勾留請求及び勾留延長請求に関する主張に対する反論（同18頁ないし21頁）	23
第2 本件各噴霧乾燥器の本件要件ハの該当性に関する控訴人国の主張に対する反論（答弁書21頁ないし29頁）	23
第3 控訴人国の損害論に関する主張に対する反論	24
第4 結語	24

第1 本件要件ハの解釈に関する控訴人国の中張に対する反論（答弁書4頁ないし21頁）

1 控訴人国の中件公訴提起に関する主張に対する反論（同5頁ないし18頁）

（1）本件要件ハの経産省の解釈に関する主張に対する反論（同5頁ないし8頁）

本件要件ハにいう「殺菌」の手法、殺滅を要する菌及び曝露防止構造の3点に関する本来の解釈は、被控訴人らの控訴理由書13頁ないし18頁でその概要を総括した。また、原審においても、原審原告ら第8準備書面70頁ないし95頁をはじめとして、主張書面の随所で詳細に述べた。

そのため、本項における控訴人国の中張に対する反論の前提となる、被控訴人らの上記各法解釈に関する主張及びその理由は、ここで全部を繰り返すことはせず、そのうちの要点のみ指摘して反論することとする。

ア 「殺菌」の手法について

原判決57頁及び58頁で認定されているとおり、外為法に基づく噴霧乾燥器の輸出規制及びその要件を定めた本件省令は、同規制の導入に先立って成立したAG合意を受けて定められた。本件省令中の本件要件ハにいう「殺菌」は、AG合意で定められた規制要件の「disinfected」の邦訳として採用された単語である。

そして、AG合意にいう「disinfected」は、そのテクニカルノートにおいて、「殺菌効果のある化学物質を通じ」た手法すなわち薬液消毒を意味することが定められている（甲3及び10等。以上につき、被控訴人ら控訴理由書16頁及び17頁、原審原告ら第8準備書面19頁及び20頁、70頁ないし73頁等。）。

また、微生物学上、「滅菌」（sterilized）と並置される「disinfected」は「消毒」を意味し、日本薬局方には微生物殺滅法として「滅菌」と「消毒」それぞれの手法が定められている一方、「殺菌」の概念は存在しない。加えて、「消毒」に「乾熱」を利用した手法はない（甲7及び8。以上につき、被控訴人ら控訴理由書15頁及び16頁等。）。

さらに、警視庁公安部と経産省貿易管理課の打合せでは、「殺菌」に明確な定義

や手法がなかったこと等が繰り返し指摘された。また、当該打合せと並行して、経産省は、「殺菌について、一般的／標準的解釈がない」との認識を前提に（甲167）、AG参加他国に対して、本件要件ハに相当する要件を巡る規制状況を照会することを内部で検討していた。経産省貿易管理課は、警視庁公安部に対して、AG参加他国に乾熱殺菌を該当としている国はないこと、米・英はCIP機能（薬液消毒の機能）付き、デンマークでは蒸気「滅菌」機能付きを本件要件ハに相当する要件に該当するとしていることも明らかにしている（甲166の6[1頁]等。以上につき被控訴人ら控訴理由書41頁ないし44頁等。）。

加えて、日本だけが「殺菌」につき手法を限定せず、乾熱等の薬液消毒以外の手法でも「殺菌」できる機器を規制したとしても、AG参加他国はその機器を輸出できるから、日本だけがその機器の輸出管理を行う必要性はない。ゆえに、「対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うこと」により「国際社会の平和及び安定の維持」等を実現しようとする外為法（被控訴人ら控訴理由書13頁等）の解釈としては不合理である。実際、経産省貿易管理課は、警視庁公安部に対し、「他国との並びを見る必要がある」こと（甲166の6[1頁]）、日本のみ他国が規制していない機器を規制対象とする解釈を取ることは「おかしく、また意味が無い」こと（甲166の10[2頁]）等を述べている（以上につき、被控訴人ら控訴理由書47頁及び48頁等。）。

したがって、本件要件ハにいう「殺菌」の手法は、AG合意における「disinfected」と同様に、殺菌効果のある化学物質を用いた手法に限られると解釈することが合理的である。

これに対し、控訴人国は、外為法48条1項等の趣旨を指摘し、「方法を問わず、およそ危険性の高い細菌等の微生物を『殺菌』することができれば、当該装置は生物兵器の製造等への転用により適しているものと考えられることから、輸出管理の必要性が高い」等と主張する。

しかし、日本だけが「殺菌」につき手法を限定せず、乾熱等の薬液消毒以外の手

法でも「殺菌」できる機器を規制したとしても、AG参加他国はその機器を輸出できるから、日本だけがその機器の輸出管理を行う必要性はない。ゆえに、「対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うこと」により「国際社会の平和及び安定の維持」等を実現しようとする外為法の解釈としては不合理であることや、経産省も同様の認識を示していたことは上記のとおりである。

また、経産省が、本件省令制定当時、本件要件ハの「殺菌」につき、AG合意と異なる解釈を採用することを検討していたことを示す証拠はなく、本件当時はもちろん現時点においても、経産省がAG合意と異なる解釈を採用するに至った理由やその必要性を示す具体的な根拠は、何も提示されていない。

以上のことよりであるから、控訴人国の上記の主張は失当である。

イ 殺滅を要する菌について

本件要件ハの文言上、殺滅を要する菌は限定されていない。

また、上記アでも述べたとおり、本件要件ハの「殺菌」に対応するAG合意の「disinfected」は微生物学上の消毒（なかでも薬液消毒）を意味し、テクニカルノートに「機器内の潜在的な微生物」とあるように、殺滅すべき対象菌に限定はない。実際にも、薬液消毒機能が備わっていれば、使用する消毒薬の選択次第で滅菌と同様の効果を得られるところ（甲8〔頁番号18〕）、AG参加他国が、本件要件ハに相当する要件につきCIP機能付きや蒸気滅菌機能付きを該当としていることは上記アでも指摘したとおりである（以上につき、被控訴人ら控訴理由書16頁及び17頁、原審原告ら第8準備書面81頁、91頁及び92頁等）。

さらに、警視庁公安部と経産省貿易管理課の打合せでは、経産省貿易管理課が、本件要件ハに該当すると判断するために、滅菌や消毒の指標菌となる芽胞形成菌の殺滅が可能であるとの証明を再三求め（甲166の1〔2頁〕、甲166の7、甲166の8〔1頁〕、甲166の9〔1頁〕）、非芽胞形成菌であるペスト菌の殺菌が可能であることを示しても「METIとして勝てない」「該当と判断することが

できない」(甲166の7)、「ペスト菌の実験では勝てない」(甲166の8)等と指摘している(以上につき、被控訴人ら控訴理由書44頁ないし46頁等)。

また、上記アで指摘したところと同様に、日本だけが本件省令に定めるいざれかの菌を「殺菌」できる機器を規制したとしても、AG参加他国は、(薬液消毒機能さえなければ)その機器を輸出できるから、日本だけがその機器の輸出管理を行う必要性はない。ゆえに、「対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うこと」により「国際社会の平和及び安定の維持」等を実現しようとする外為法の解釈としては不合理である。

したがって、本件要件ハにいう「殺菌」の対象は、AG合意における「disinfected」の解釈と同様、何ら限定されないと解釈するのが合理的である。

これに対し、控訴人国は、外為法48条1項等の趣旨を指摘し、本件省令に定めるいざれかの菌を「殺菌」できれば、「当該特定の細菌等の微生物を用いた生物兵器の製造等を作業員の安全も考慮に入れながら実施できることからして、当該装置が生物兵器の製造等への転用により適しているものと考えられるため、輸出管理の必要性が高い」等と主張する。

しかし、日本だけが本件省令に定めるいざれかの菌を「殺菌」できる機器を規制したとしても、AG参加他国は、(薬液消毒機能さえなければ)その機器を輸出できるから、日本だけがその機器の輸出管理を行う必要性はない。ゆえに、「対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うこと」により「国際社会の平和及び安定の維持」等を実現しようとする外為法の解釈としては不合理であることは上記のとおりである。

また、経産省が、本件要件ハの「殺菌」につきAG合意と異なる解釈を採用することを検討していたことを示す証拠や、経産省がAG合意と異なる解釈を採用するに至った理由やその必要性を示す具体的根拠が提示されていないことは上記アで指摘したところと同様である。

以上のとおりであるから、控訴人国の上記の主張は失当である。

ウ 曝露防止構造について

本件要件ハの趣旨は曝露防止にある。すなわち、生物兵器製造に噴霧乾燥器を使用（転用）する過程で外部に細菌等が拡散すると、作業員が細菌等に曝露してしまうため、そのような機器は転用に堪えない。したがって、曝露防止構造を備えた機器が規制対象となる（以上につき、被控訴人ら控訴理由書14頁及び15頁、原審原告ら第8準備書面92頁及び93頁）。

警視庁公安部と経産省貿易管理課の打合せでは、経産省貿易管理課が、本件要件ハをAGの記録にある「製造前後のばく露防止」に沿って解釈していること（甲166の4[2頁]）、本件要件ハの趣旨からオープン型では細菌兵器の製造はできないと判断すべきであり、排風口から漏れない実験も必要と考えられること（甲166の7）、「クローズ型でないとだめ」、『「フィルターで菌が1匹も漏れなければ」くらいのレベル』が必要との指摘が省内にあること（甲166の9[2頁]）等を述べている（以上につき、被控訴人ら控訴理由書46頁及び47頁）。

これに対し、控訴人国は、「曝露防止構造が備わっていなくても、曝露を防止するための方策は存することから（例えば、防護服を着用することや、物理的な封じ込めを行った施設内で噴霧乾燥器を使用すること等）、曝露防止構造を要件としていないことは、本件要件ハの趣旨とも整合する」等と主張する。

しかし、本件要件ハが隔離施設内での使用のみを想定して制定されたものではないことは、AGにおいて噴霧乾燥器が規制対象に追加される際の日本の担当者であった訴外■が、被控訴人島田らに宛てたメールにおいて、「封じ込め施設の外で機器を使用して製造することも完全には否定はできない状況」と述べていることからも明らかである（丙A18添付資料5）。

また、防護服を着用したうえでの隔離施設内での使用を想定し、隔離施設内であれば生物兵器製造中に機器の外部は汚染されても構わないというのであれば、当該施設内で分解して内部を滅菌消毒できる機器すら規制から外れることになり、

本件要件ハ自体が転用を防ぐ要件として全く機能しない（以上につき、原審原告ら第8準備書面116頁ないし118頁等）。

そのほか、日本だけが曝露防止構造を備えない機器の輸出を規制しても意味が無いことや、経産省の解釈に関する根拠が提示されていないことは上記ア及びイで指摘したところと同様である。

以上のとおりであるから、控訴人国の上記の主張は失当である。

二 小括

以上のとおりであるから、本件要件ハ検査機関解釈と同旨をいう本件要件ハの経産省の解釈に合理性があるとの控訴人国の中張はすべて失当である。

（2）本件要件ハの■検事の解釈に関する主張に対する反論（同8頁ないし10頁）

控訴人国は、■検事が本件要件ハ検査機関解釈と同旨の解釈を採用したことは不合理ではないと述べ、その理由として、大要次の5点を挙げる。

すなわち、①調査嘱託に対する経産省の回答（丙25）によれば、令和2年3月12日時点から経産省における本件要件ハに関する有権解釈は一貫していたとされること、②警視庁公安部と経産省の打ち合わせの内容を記した経産省メモは、作成者や作成経緯が不明で記載内容の正確性が担保されていないこと、③■検事が全ての経産省メモの内容を把握していたというのは被控訴人らの憶測であること、④経産省メモに記された内容は経産省の有権解釈を公的に述べたものではなく、経産省担当者の個人的見解に過ぎないこと、⑤本件要件ハに係る経産省の解釈は外為法の趣旨に整合しており、経産省と異なる解釈を取る理由や必要性がなかったこと、である。

以下では、これらすべてに理由がないことを示す。

ア 理由①（経産省の解釈は一貫していたとの主張）

そもそも、控訴人国が指摘する丙25は、被控訴人大川原らの第1事件にかかる

逮捕翌日である令和2年3月12日及びその後の解釈を述べるものであり、本件各噴霧乾燥器の輸出当時（平成28年6月2日及び平成30年2月21日）のものではない。したがって、経産省による本件要件への解釈が、本件各噴霧乾燥器の輸出当時から本件要件ハ検査機関解釈と同旨で一貫していたことを示す根拠ではない。

また、原審原告ら第8準備書面88頁及び89頁で述べたとおり、原審裁判所が行った調査嘱託（令和4年7月28日付け）では、裁判所は、経産省に対し、本件各噴霧乾燥器の輸出日を特定して、当該各時点における解釈が本件要件ハ検査機関解釈と同旨であったかにつき、根拠とともに回答を求めた。これに対して、経産省は、本件各噴霧乾燥器の輸出日時点において、丙25の回答に至った照会と「同様の照会を輸出者や行政機関から受けたと仮定した場合には」本件要件ハ検査機関解釈と同様の回答を示したと考えられる旨を回答した。このように、経産省は、裁判所の照会に対して正面からの回答を避け、本件各噴霧乾燥器の輸出当時は本件要件ハ検査機関解釈と同旨の解釈を有していなかったことを事実上認めている。

さらに、被控訴人ら控訴理由書38頁ないし49頁で詳細に述べたとおり、警視庁公安部作成にかかる経産省貿易管理課との打合せメモでは、経産省貿易管理課は、本件要件への解釈につき、

- ・本件通達の「文言以上の解釈をしていないのが現状」（甲166の1[2頁]）、
- ・「この省令には多くの欠陥があるとしか言いようがないし、省令の改正をしない限り、噴霧乾燥器を規制することはできないのではないかとも考えている」（甲166の3[2頁及び3頁]）
- ・「省令の規定があいまいで、解釈もはっきり決めていない。」（甲166の5[2頁]）

等々というように、本件要件ハ検査機関解釈はおろかこれに類する具体的な解釈を持っていなかったことを散々明言していた。そして、被控訴人ら控訴理由書41頁ないし49頁で述べたとおり、経産省貿易管理課は、本書上記（1）で述べた3

点につき、それぞれ具体的に本件要件ハ検査機関解釈に否定的な言及を繰り返していた。

百歩譲って、従前解釈が存在しなかったとしても、経産省が新たに本件要件ハ検査機関解釈と同旨の解釈を積極的に取り、自身の解釈と異なる立場からの反論にも耐えられるように補強材料を収集させる流れで打合せが進んでいたのであれば、「一貫していた」との主張は（それでも正確ではないが）まだわからなくはない。しかし、経産省メモの内容は、そのような趣旨に全くなっていない。

実態は上記のように、本件要件ハ検査機関解釈の核心3点に否定的な指摘が続き、「METIとして勝てないことから、該当と判断することができない」（甲16の7）、「滅菌以外で該当と言うことは厳しい。（中略）考えが変わる可能性は低い。」（甲166の10）等々消極的な態度は変わらず、打合せの開始から約5か月が経過し11回目に至った時点でも「『殺菌』は曖昧で定義がない。」「『殺菌』が曖昧なので『滅菌』を証明するべきである」（甲166の11[1頁]）等と突き返されている。規制要件該当性を肯定させたい警視庁公安部は、自身からみて肯定的な反応を経産省が示していたならば、その反応を打合せメモに積極的に記載しようとするのが自然であり（控訴人曰く警視庁公安部は経産省とメモを交換していたわけでもないようであるから（控訴答弁書10頁）、多少肯定的な反応を誇張して記載したり重要な消極的言及を省いても、経産省から指摘を受けることはない。）、メモ全体を概観しても、検査協力の意向は有している等肯定的な反応は皆無ではない一方で、本件要件ハの解釈に関する否定的反応との量やトーンの差は一目瞭然である。このように、経産省メモの内容は、経産省が自身の解釈と異なる立場からの反論にも耐えられるように補強材料を収集させていたという調子には、全く見えない。

加えて、原審原告ら第8準備書面89頁及び90頁でも指摘したとおり、原審の証人尋問においても、警視庁公安部との打合せに出席した■は、本件要件ハにつき本件省令ないし本件通達以上の解釈を有していなかったことを認めている。

したがって、経産省は、本件省令の制定当時はもちろん、本件各噴霧乾燥器の輸出及び警視庁公安部との打合せの時点でさえ、本件要件ハ検査機関解釈と同旨の解釈は有していなかったといえる。

そして、経産省が、本件訴訟が始まった後、第1事件の逮捕時点から本件要件ハ検査機関解釈を有していると回答したとしても、本件各噴霧乾燥器の輸出及び警視庁公安部との打合せの時点で、本件要件ハ検査機関解釈と同旨の解釈は有していなかったどころかこれに反対していたという事実は、何も揺らがない。ゆえに、経産省の本件要件ハの解釈が一貫していたとはいえない。

なお、改めて指摘するまでもないことと思われるが、本件各輸出行為の時点ではなく、第1事件逮捕時点（ないしは、その前の本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性に関する照会回答の時点）からの経産省解釈の一貫性は、■ 検事の第1事件勾留請求等の時点の法解釈の合理性を何ら裏付けない。上記で述べたように、経産省は、本件各噴霧乾燥器の輸出行為の時点で、本件要件ハ検査機関解釈の核心3点につき否定的な立場を取っていたことが明らかであるから、第1事件逮捕時点以降の解釈とそれ以前の解釈には整合性がなく、その不整合によって生じる第1事件逮捕時点以降の解釈の合理性への疑問は、第1事件逮捕時点以降の解釈の一貫性をもってしても何ら解消されないからである。

以上のとおりであるから、控訴人國の上記主張は失当である。

イ 理由②（経産省メモは記載内容の正確性が担保されていない）

被控訴人らは、経産省検査メモ及び検事相談メモの作成者を、警視庁公安部の検査官の個人名を特定して提出した。これに対し、控訴人都は、これらメモの形式的証拠力（成立の真正）につき、「積極的にその形式的証拠力まで争うものではない」ことを明言した（控訴人都控訴答弁書7頁）。

そして、公務員である警察官がその職務である検査の過程で作成した資料は一般には高い信用性が認められると言われるから、メモに記載された打合せの内容、

具体的には経産省貿易管理課の出席者や検事が述べたとされる内容は、特段の事情がない限り、これらの者から同内容の供述があったものと認めるのが相当である。

ことに経産省メモに関して言えば、被控訴人ら控訴理由書52頁で指摘したとおり、警視庁公安部と経産省の打合せは、経産省から警視庁公安部に対して捜査上明らかにすべき事項が指摘され、都度収集した資料を両者間で交換し検討したうえで進められている。すなわち、経産省メモに記されている立件・立証にあたり障害となる事項や、後の捜査により明らかにすべき事項として経産省から指摘された内容は、当時警視庁公安部において後の捜査の方針や内容を決定する前提となっていた。したがって、経産省から実際には言及されていないにもかかわらず、又は実際のコメントと全く違う趣旨で、立件・立証にあたり障害となる事項等が捜査官によって記載されるとは猶更に考え難い。

さらに、■■■や■■■ら打合せ出席者の尋問における供述をみても、上記アで指摘したように、■■■は本件要件ハにつき本件省令ないし本件通達以上の解釈を有していないなかつたことを認めているし、■■■も、「非該当の可能性を多く申し上げた」、非該当の可能性の理由につき、「私が想像して、出るかもしれないと思ったこともありますし、実際に、一部意見がでていたものもあったように思」う等と述べております(■■■4頁及び5頁)、本件要件ハ捜査機関解釈につき経産省メモに記された経産省側の指摘と明確に矛盾する内容は供述しない。

なお、検事相談メモに関しても、警視庁公安部が自身の捜査を指揮している検事との連絡内容を真実と全く異なる趣旨で録取するとは到底考え難い。

したがって、経産省メモ及び検事相談メモの記載内容の正確性を論難する控訴人国の主張は失当である。

ウ 理由③ (■■■検事が経産省メモを把握していたことは憶測)

控訴人国は、■■■検事が経産省メモの内容を把握していたことは憶測である旨主

張するが、①この主張は被控訴人らの控訴理由に対する有効な反論にそもそもなっていない。また、この点は措いたとしても、②■検事が経産省メモの内容を認識し、少なくとも容易に認識し得たことは明らかである。以下、2点を敷衍する。

最初に、①被控訴人らの控訴人国に対する控訴答弁書7頁で述べたとおり、検察官の勾留請求や公訴提起の違法性の判断は、検察官が「現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料」を基に行われる。

上記の枠組みにいう「検察官」とは、勾留請求等を判断する機関としての検察官を意味すると解されるから、ある事件の主任検事が交代し、後任の主任検事が勾留請求等の判断を行った場合であっても、前任の主任検事に渡っていた資料であれば、検察官が「現に収集した証拠資料」には当然含まれると考えらえる。

そして、現に収集した証拠資料の内容を認識しないまま勾留請求等の判断を行っていたとすれば、その判断は「合理的な判断過程」に依拠しているとは言えない。したがって、検察官が現に収集している証拠資料であれば、実際に判断を行った検事個人が認識していたかは関係ない。

したがって、本件において、■検事が経産省メモの内容を現に把握していなかったとしても、そのことは■検事の判断の違法性とは関係がない。

次に、②被控訴人ら控訴理由書82頁で指摘したとおり、■検事の前任である■検事は経産省メモの内容を把握しており、■検事は■検事から引継ぎを受けていたから、■検事が見た経産省メモの内容を把握していた（少なくとも、容易に認識し得た）。言い換えれば、■検事のみならず■検事も、経産省メモを「現に収集」していた。

すなわち、検事相談メモ（甲176の2）によれば、■検事は、当初の経産省側の反応を含めその経緯を正解していることから、被控訴人らが提出した経産省メモは全て見ていた（有体にいえば警視庁公安部から受け取っていた）と考えられることは、被控訴人ら控訴理由書79頁で述べたとおりである。

これに対して、控訴人国は、■検事の検事相談メモからは、■検事が経産省

メモの一部を認識していたことが窺われるにとどまる等とも言及する（控訴人国控訴答弁書26頁）。しかし、警視庁公安部が都合13回全て終わっていた経産省との打合せのメモを、あえて一部だけ選んで■検事に送る必要性は全くないから、通常そのようなことは考えられない。実際、控訴人国は上記のように述べる一方で、警視庁公安部が経産省メモの一部を選んで■検事に送る必要性があったことを裏付ける具体的な事情を何ら主張しない。ゆえに、警視庁公安部は■検事に経産省メモを全て渡していたと考えられる（なお、この時点で判断枠組み上考慮すべき資料となることは上記①に関する反論を参照。）。

そして、■検事は、経産省メモの内容を見たうえで警視庁公安部に捜査すべき事項を指示していたところ、■検事が、■検事に対する引継ぎまでの間に、自らが公訴提起にあたり追加の捜査を要すると考えた契機となった資料である経産省メモを廃棄したり、■検事に対する引継ぎ資料から意図的にあえて外すことは合理的に考えてあり得ない（仮に■検事が自らの疑問は解消されたと思ったとしても、あえて引継ぎ資料から外す必要性は認められず、そのような行動に出たとは思えない。）。

以上のとおりであるから、控訴人国の上記主張は失当である。

二 理由④（経産省メモの内容は経産省担当者の個人的見解）

被控訴人ら控訴理由書52頁でも述べたとおり、経産省貿易管理課は、警視庁公安部から提供を受けた資料のほか、自身でも情報収集を行い、課内のみならず貿易審査課も巻き込んで議論を行って打合せに臨んでいた。

上記の事実が窺われる言及は経産省メモに多く残されているが、あえて挙げるならば、

- 「現在、審査課に『該当の蓋然性がある理由』を説明するため、当方が提出した資料により関係者で検討中」「審査課は簡単には『該当と思われる』とは判断しないと思う。」「審査課を説得する材料として、」実証実験等をして

ほしい（甲166の2）

- 「噴霧乾燥器の該非判定について、管理課内でも意見が真っ二つに割れている。」（同6）
- 「当方が提示した殺菌実験について、管理課長、補佐、安検室長が話し合った上で、管理課的回答として以下のとおり、電話連絡があつたもの」（同7）
- 「審査課や管理課を説得することはできなかつた」（同8）
- 「審査課は『(中略) 判断基準』を模索している。」「管理課は『(中略) 回答できない』との立場のままである。」「審査課、管理課のいずれも『該当』との判断には難色を示している」（同9）
- 「受領した資料に目を通した上で、再度審査課、管理課と相談するが、（これまでの内容からでは）該当と判断することは極めて難しい。」「審査課よりメーカー等から聞いた範囲では、“該当”と判断するのは難しい。」「審査課として、規制該当と判断しない大きな理由は、滅菌殺菌する仕様として作られた器械ではないという点が大きい。」「審査課としてはDesignedとして捉えるべきと考えている。」（同10）
- 「当省は現段階では、警察が『滅菌、殺菌』できるということを満たしていないと判断している。」「管理課、審査課の中でも意見が割れており、今当省が言えるのは『機材が違うため』という答えのみ。」（同11）

等々である。

そのほか、■ら経産省側の出席者が「当省」「経産省」「METI」との一人称で述べた形で録取されている箇所は挙げればキリがない。

また、例えば、「capable」「Designed」どちらであるべきかにつき、経産省内では後者が優勢であるが出席者個人の意見では前者に肯定的な内容を述べているとみられる箇所もある（甲166の11[1頁から2頁]）等、出席者個人の見解と省内又は貿易管理課や貿易審査課の見解が明確に分けられている箇所も散見される。その他の箇所も省の見解とは異なる個人の意見（又は、公的見解と異なるが想定さ

れる反論) ならば、その旨が前置きして述べられ、メモにもそのように録取されると考えられるのに、上記のようにそれがわかる箇所はほとんどない。

さらに、被控訴人ら控訴理由書31頁及び40頁でも述べたとおり、警視庁公安部との打合せ対応の過程で、経産省は、「殺菌について、一般的／標準的解釈がない」との認識を前提に(甲167)、AG参加他国に対して、本件要件ハに相当する要件を巡る規制状況を照会することを内部で検討していた。上記検討に係るメールは、■■■、■■■及び■■■といった打合せの出席者のみならず、貿易管理課の課長及び課長補佐に加え、貿易審査課の課長ら幹部が加わっており、上記の認識に異論は出ていないことも指摘したとおりである。

加えて、経産省側は、打合せの終盤、「該当と判断することは極めて難しい」と述べ(甲166の10)、警視庁公安部から直前に受領した資料を検討してもなおその姿勢を崩さなかった(同11)。その結果、警視庁公安部が「経産省の回答なしでの令状請求を考えている事について」まで話題に上っていた(同11[2頁])。これは、警視庁公安部が経産省内で本件要件ハ捜査機関解釈に否定的な意見が優勢を占めていると認識し、非該当ないし該当とは判断できないとの結論が、該非の照会に対する経産省の正式な回答となる見通しだと捉えていたことを端的に示している(なお、打合せに出席していた■■■は、経産省の担当者個人の見解を聴取していたとの認識は持っていない(■■■25頁及び26頁))。

このように、経産省メモからは、経産省が、幹部を含めた複数の部署で警視庁公安部の打合せに対応していたこと、打合せの対応に当たりAG参加他国に対して照会を検討していたこと、経産省内で否定的な意見が優勢を占め、警視庁公安部が経産省の回答を得ずに令状請求まで考えていたことが明らかである。したがって、経産省メモ内で経産省側から語られたものとして記録されている本件要件ハ捜査機関解釈に対する否定的な見解は、当時の経産省の意見そのものとみるほかなく、これを担当者個人のもの、又は、公的見解と異なる立場の見解に対する準備のためにするものというのではありません。

以上のとおりであるから、控訴人国の中記主張は失当である。

才 理由⑤(本件要件ハに係る経産省の解釈は外為法の趣旨に整合し、異なる解釈を取る理由や必要性がなかった)

最初に、日本だけが輸出管理を行う必要性はない機器まで規制対象となってしまうこと等から、本件要件ハ検査機関解釈と同旨の経産省の解釈が外為法の趣旨に整合していないことは、上記（1）で述べた。

また、東京地検が本件各事件の公訴を取り消した理由は2つあり、本件要件ハ検査機関解釈を前提とした客観的性能を立証できないことに加え、「法令解釈を、裁判官に説明できない。」こともその理由となっている（甲176の9）。公判部の■■■副部長は、上記に加え、「初期の検査メモ（経産省）を読むと、うがった見方をすると、『意図的に、立件方向にねじ曲げた。』という解釈を裁判官にされるリスクがある。」とも述べている。

ここで、本件省令や本件通達（乙3）、経産省の公表にかかるマトリクス表やC I S T E C発行のガイダンス、AGの規制リストやハンドブック等は■■■検事も認識しており（■■■15頁）、経産省検査メモも同様であることは既に述べてきた。すなわち、控訴人国が控訴答弁書9頁で指摘した証拠も含め、法令解釈に関しては、■■■検事の勾留請求等の判断時と公判中で、目立った証拠関係の相違はない。それにもかかわらず、公判に関与した■■■検事及び■■■検事は、法解釈の合理性を手持ちの証拠では立証できないと判断している。それだけではなく、警視庁公安部が経産省の見解を「ねじ曲げた」と考えられるリスクまで看取している。

付言すれば、被控訴人ら控訴理由書77頁ないし79頁で指摘したとおり、検査段階でも、経産省メモの内容を把握した■■■検事は、経産省の態度が変わった理由や該非判断の理論武装の有無、AG参加他国の規制状況等を検査するように指示している。

このように、■■■検事以外の他の検事らは、誰もが法解釈の合理性を手持ちの証

拠では立証できないと判断している。ゆえに、通常の判断能力を有する検察官が、本件要件ハ検査機関解釈の合理性を「裁判官に説明できない」と判断するだけの資料は、■ 檢事の勾留請求の段階で既に十分に揃っていたといえる。

したがって、「裁判所による明確な解釈が示されていない法令」であったとしても、本件要件ハ検査機関解釈と同旨の経産省の解釈と異なる解釈を取る理由や必要性がなかったとはいえない。

以上のとおりであるから、控訴人国は上記主張は失当である。

力 小括

以上のとおりであるから、控訴人国は、■ 檢事が本件要件ハ検査機関解釈と同旨の解釈を採用したことは不合理ではないとして挙げた理由は全て失当である。

したがって、控訴人国の主張はいずれも失当である。

(3) 被控訴人らの控訴審における主張への反論に対する反論（同10頁ないし17頁）

ア 前提に誤りがあるとの主張（同10頁ないし12頁）

控訴人国は、要旨、①経産省メモ及び検事相談メモの内容は記載内容の正確性が担保されていない、②経産省の解釈が変遷しているとの主張は誤りである等と主張する。

しかし、①に関しては、上記(2)イで述べたとおり、経産省メモ及び検事相談メモは控訴人都が成立の真正を争っていないこと、経産省から実際には言及されていないにもかかわらず、又は実際のコメントと全く違う趣旨で、立件・立証にあたり障害となる事項等が検査官によって記載されるとは考え難いこと、■ や ■ らも経産省メモと矛盾する供述はしていないこと等から、これらのメモの記載内容の正確性を論難する控訴人国の主張は失当である。

また、②に関しては、上記(2)ア及びエで述べたとおり、経産省は、本件省令

の制定当時はもちろん、本件各噴霧乾燥器の輸出及び警視庁公安部との打合せの時点でさえ、本件要件ハ検査機関解釈と同旨の解釈は有していなかったこと、経産省メモ内で経産省側から語られたものとして記録されている本件要件ハ検査機関解釈に対する否定的な見解は、当時の経産省の意見そのものとみるほかないこと等から、経産省の解釈が変遷しているとの主張は誤りであるとの控訴人国の主張は失当である。

以上のとおりであるから、控訴人国の中記主張は失当である。

イ ■■■検事の検事相談メモの内容に関する主張（同12頁ないし14頁）

控訴人国は、■■■検事への検事相談メモの内容は■■■検事の判断の合理性に影響を与えないとして、その理由として、■■■検事の発言後、本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性の照会に対する回答に関し、■■■の供述調書（丙4）を作成する検査が行われ、■■■検事が提起した問題意識には応えられていたから、■■■検事の公訴提起の時点で本件要件ハに係る経産省の解釈への疑惑につながるものではなかった等と主張する。

しかし、控訴人国が指摘した規制要件該当性の照会（丙2）の添付資料及びその回答（丙3）は、■■■検事の検事相談がなされた段階（平成31年4月28日）で文字通り全て揃っていたものである。そして、■■■検事は、当該照会に係る資料も見ていたと窺われる（甲176の2：「経産省の判断は警察の資料に基づくということであるが」との記載参照）。そのうえで、■■■検事は、経産省メモも踏まえ、「『定置したまま殺菌できる』の定義が定まっていないのが問題」として、「要はハを当時の状況で合理的に説明できるのかどうか。」「外国ではハをどのように判断していたかを明らかにしてほしい」「なぜ経産省は意見が変わったのか」と疑問を提起している。

すなわち、■■■検事は、少なくとも、①経産省が本件要件ハ検査機関解釈を本件各輸出行為の当時から採用していたことを示す根拠があるのか、②本件要件ハ搜

査機関解釈は外国における本件要件ハの判断と比較して整合しているのか、③打合せの開始当初本件要件ハ検査機関解釈の採用に否定的であった経産省がなぜこれを肯定するに至ったかの要旨 3 点につき、補充で検査するように求めており、照会の結果や添付資料ではこれらの点で根拠不十分と考えていたことが証拠上見て取れる。他方、丙 4 では、①本件各輸出行為の当時の解釈に関する根拠は何ら提示されず、②外国の規制状況は全く触れられず、③打合せの内容に何の言及もない。

したがって、丙 4 の作成をもって ■ 検事の要請に応えていたとか、■ 検事の疑問は解消されていたとはいえない（そう判断したのならば、その判断は不合理といふほかない。）。

以上のことおりであるから、控訴人国上の上記主張は失当である。

ウ ■ 検事の検事相談メモの内容に関する主張（同 14 頁ないし 18 頁）

控訴人国は、■ 検事への検事相談メモの内容は ■ 検事の判断の合理性に影響を与えないとして、■ 検事の検事相談メモに関し、■ 検事は本件噴霧乾燥器 1 が客観的構成要件を充足することを前提として、主観面の立証の問題を指摘したものとみるのが自然かつ合理的等と主張する。

しかし、控訴人国は要するに「検事相談時、■ 検事は主観的要件にしか意識が向いていなかった」ということを述べるにすぎず、そもそも被控訴人らの主張に対する反論として意味をなしていない。

すなわち、被控訴人ら控訴理由書 82 頁ないし 86 頁で述べたとおり、■ 検事の検事相談メモの内容からすれば、経産省が本件要件ハ検査機関解釈を本件各輸出行為の当時から有していたとすれば不自然と思われる点を指摘していたこと（甲 176 の 4）、及び、これと反する趣旨の報告を ■ から公訴提起前に受けたこと（甲 176 の 7）が認められる。そして、上記の疑惑や報告が示す、経産省が本件各輸出行為当時に本件要件ハ検査機関解釈と同旨の解釈を有していなかった可能性は、被控訴人らの主観のみならず、客観的構成要件該当性の前提となる

法解釈の合理性にも当然影響する。

他方、控訴人国は、████検事の関心が主觀面の立証に向いていたことを述べるものに過ぎず、████検事自身の疑問や████から受けた報告が法解釈の合理性に影響しない理由を何ら明らかにしていない。

したがって、控訴人国は反論は、被控訴人らの主張に対する反論になっていない。

以上のとおりであるから、控訴人国は上記主張は失当である。

(4) 警視庁公安部が経産省の見解をねじ曲げさせたことに関する反論に対する反論

(同17頁ないし18頁)

控訴人国は、警視庁公安部が経産省上層部に働きかけたとする被控訴人らの主張は憶測に過ぎず、また、経産省が自らの所管する外為法の規制要件に係る解釈を「捻じ曲げる」ことはおよそ想定し難い等と主張する。

しかし、被控訴人ら控訴理由書52頁ないし55頁でも述べたとおり、経産省メモからは、経産省が警視庁公安部との間で収集した資料を交換しつつ長期間打合せを重ね、本件要件ハ捜査機関解釈に対して否定的見解を再三示していたにもかかわらず、根拠も不明なまま方針を転換しているから、その原因は専ら、████の尋問や経産省メモの記載から認められる上層部間の働きかけによるものと考えるほかない。

現に、被控訴人らは、上記控訴理由書において、方針転換のあった平成30年2月頃に、当該方針転換の合理性を裏付ける画期的な証拠や情報を経産省らが入手したことではないと考えられることや、それまでの見解と異なり経産省が本件要件ハ捜査機関解釈を採用するにいたった具体的・積極的理由は明らかにされていないことを指摘しているが、控訴人国はそれらしい根拠を何も提示できない。

そして、やはり被控訴人ら控訴理由書56頁ないし58頁で指摘したとおり、経産省メモを見た他の検事の見解は、「法令解釈を、裁判官に説明できない。」「『意図的に、立件方向にねじ曲げた。』という解釈を裁判官にされるリスクがある。」というものである。これが「法の予定する一般的な検察官」の捉え方である。

以上のとおりであるから、控訴人国の中記主張は失当である。

2 控訴人国の中件勾留請求及び勾留延長請求に関する主張に対する反論（同18頁ないし21頁）

控訴人国は、被控訴人らが中件各事件の勾留延長請求につき「やむを得ない事由があると認めるとき」に関する主張を何らしていない等と論難する。

しかし、そもそも勾留の理由がないことは既に述べてきたとおりである。

また、警視庁公安部が、中件各事件の逮捕勾留前に、捜索差押えや、被控訴人大川原らに対する90回以上の任意聴取及び被控訴人会社の従業員に対する260回以上の任意聴取等、少なくとも約3年にわたり諸々の捜査を継続していたことは訴状の段階から指摘してきた。ゆえに、「やむを得ない事由」はない。

以上のとおりであるから、控訴人国の中記主張は失当である。

第2 中件各噴霧乾燥器の中件要件ハの該当性に関する控訴人国の中張に対する反論（答弁書21頁ないし29頁）

本項における控訴人国の中論のうち、控訴答弁書22頁から24頁にかけての部分（第3・2・(1)）、及び、同27頁から29頁までの部分（同(3)）に対する反論は、控訴人国の中訴に対する答弁書において既に行つたため、ここでは繰り返さない。

上記を除く控訴答弁書24頁ないし27頁まで以降の反論は、要旨、①経産省メモの記載の正確性、②経産省メモの存在は最低温箇所の特定に係る判断が不合理であることの根拠とならないこと、③経産省メモの内容を■検事が全て把握していたとする点の論理の飛躍、の都合3点に集約される。このうち、①は本書上記第1・1・(2)・イ、③は同ウで、それぞれ同じ論点につき反論した。

残る②に関しては、以下のとおり失当である。

すなわち、控訴人国は、経産省が機器内のデッドポイントに関する指摘を行つた平成29年10月27日の打合せ（甲166の3）の後、■からの聴取及びこれ

を踏ました温度測定実験が実施され、本件噴霧乾燥器 1 に関する照会回答を平成 30 年 8 月 10 日付けで得たと指摘する。

しかし、被控訴人ら控訴理由書 103 頁及び 104 頁でも指摘したとおり、デッドポイントの懸念は打合せの最終盤である平成 30 年 1 月 29 日にも経産省から非該当の理由の 1 つとして指摘され、その後の経産省が方針転換した際にも、デッドポイントが非該当の理由にならないことに関して積極的な説明はなされていない。また、警視庁公安部が計測した箇所以外が最低温箇所となる可能性を経産省が否定していたわけでもない。

以上のとおりであるから、控訴人国上の上記主張は失当である。

第 3 控訴人国との損害論に関する主張に対する反論

控訴人国が指摘する点への反論は控訴人国に対する答弁書において既に述べた。

第 4 結語

以上のとおり、控訴人国との主張には全て理由がない。

以上